

議案第 1 2 3 号

訴えの変更について

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日議案第 9 7 号にて議決の訴えの提起を、次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

1 訴えの趣旨の変更

訴えの趣旨中「金 1 億 2, 8 2 1 万 2, 9 6 2 円」を「金 3 億 2, 4 7 9 万 9 0 円」に改める。

2 変更の理由

損益相殺の対象として損害賠償金から控除していた建物災害共済金 1 億 9, 6 5 7 万 7, 1 2 8 円について、本件訴訟により事故（火災）が被告の故意過失により発生したと認定された場合、市は建物災害共済金を支払った一般財団法人全国自治協会から返還を求められることが明らかになったため、建物災害共済金分についての損益相殺の主張を撤回し、請求を拡張するもの。